

厚木市印鑑条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正目的

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正により、個人番号カードの機能（公的個人認証サービス）を移動端末設備（スマートフォン等）へ搭載することが可能となります。

今後、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、個人番号カードを用いることなく、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォン等を用いて申請が可能となるため、厚木市印鑑条例の一部を改正するものです。

2 内容

コンビニ交付の印鑑登録証明書の申請について、個人番号カードに加え移動端末設備（スマートフォン等）の利用者証明用電子証明書を追加します。

3 施行日

規則で定める日

※デジタル庁のコンビニ交付サービスの正式な開始日については未定のため、規則で定める日から施行する。

4 条例改正のスケジュール

- (1) 令和5年厚木市議会6月定例会議に提案
- (2) 改正条例の施行予定日：規則で定める日

5 その他

市民参加手続きについては、市民参加条例第6条第7項第4号に基づき省略します。

参考

印鑑登録証明書交付数（有料分）

	総交付件数	うちコンビニ交付等件数
令和3年度	67,344件	6,447件
令和2年度	70,223件	2,666件
平成31年度	71,018件	1,649件